

秋の火災予防運動

11/9(月)～15(日)

平成21年秋の火災予防運動が全国一斉に実施されます。これからの季節は、空気が非常に乾燥し火災の起きやすい状態が続きます。火の取扱いには一人ひとりが十分注意し、尊い生命や貴重な財産を火災から守りましょう。

老朽化した消火器に注意!

9月15日から16日にかけて大阪市東成区および福岡県行橋市において、腐食した消火器を操作したことにより、消火器が破裂し負傷したとみられる事故が相次いで発生しました。腐食や変形等のある消火器を使用すると、思わぬ事故を招くおそれがありますので、絶対に使用しないでください。



老朽化した消火器の事故とは

消火器を使用する際は、安全ピンをはずし、消火レバーを握ることで本体内部の加圧ガスが放出され内部の圧力が上昇し、充填されている粉末消火薬剤が一気に噴出されます。

この時、消火器内部は非常に高圧になります。老朽化した消火器は、キズや腐食等により本体の強度が低下しているため、その圧力に耐えきれず破裂する危険性があります。次に多い事故は、ゴムホースに亀裂を生じそこから漏れる薬剤で目を負傷するケースです。



老朽化した消火器とは、主に次のような状態の消火器です。
・耐用年数が大幅に過ぎたもの
(交換の目安は約8年です)
・表面や首の部分、底部などが腐食しているもの
・破損・変形したもの

消火器を廃棄するときは

老朽化した消火器は、一般ゴミとして処分できません。廃棄するときには購入先または専門業者などにお問い合わせください。
なお、消防署では消火器の回収・処分はしておりません。専門業者の連絡先等ご不明な点がありましたらお問い合わせください。

住宅用火災警報器は設置済みですか？

住宅火災による死者を半減させることを目的に、新築住宅では平成18年6月1日から、また既存住宅についても平成23年5月31日までに設置することが義務づけられています。住宅用火災警報器を設置することで、万が一、火災が起きてても、早期発見と避難が可能となります。あなたや大切な家族の命を火災から守るためにも、住宅用火災警報器を早めに設置しましょう。

火災報知器つけてよかった! (県内の事例)

■共同住宅にて

ガスコンロに火をつけ鍋をかけたまま外出したが、居間でテレビを見ていた孫(7歳)が火災警報器の鳴る音に気がつき、助けを求めると外に出たところを、同じ共同住宅の住人が発見しガスコンロの火を消したものの、
・損害程度：被害なし

■木造2階建ての一般住宅にて

1階洗面所で家人が洗顔中、火災警報器の鳴る音により火災に気がつき、2階居間のドアを開放したところ黒煙が充満していたため、自宅の電話で119番通報したの、
・損害程度：被害なし

ち屋外に避難した。

■木造2階建ての一般住宅にて

現場に隣接する中学校の生徒が、授業中に外部からの警報音に気づき教師に知らせ、教師2名が確認したところ、住宅から煙が出ていたため消防に通報。原因は、家人がガステーブルに火をつけ調理鍋をかけたまま外出したため、2階階段上部の火災警報器が煙を感知し鳴っていたもの。到着した消防隊がガステーブルのスイッチを切り出火には至らなかった。
・損害程度：被害なし

